

令和 7 年度粗飼料の放射性物質検査方針

令和 7 年 3 月
宮城県農政部畜産課

1 目的

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、本県牧草地は放射性物質に汚染されたことから、県内の多くの牧草地で草地除染作業を行ってきた。県は、平成 25 年度から「粗飼料の放射性物質検査方針」を定め、草地除染後に生産された牧草の検査を行い、安全な牧草を利用することで、食品の基準値を超過しない安全・安心な畜産物生産を推進してきた。

本年度産の粗飼料についても、引き続き安全・安心な畜産物生産を行っていくため、これまでの検査結果を踏まえ、粗飼料の放射性物質検査方針を定め、検査を行うこととする。

2 除染済み永年生牧草

除染済み永年生牧草は、以下により個別検査又はモニタリング検査を実施し、利用の可否を判断する。なお、ここでいう「旧市町村」は、平成の市町村合併前（平成 11 年 3 月末）のものとする。

また、本年度以降に永年生牧草として利用するが、前年度検査未実施である牧草地は、直近の検査結果を前年度検査結果として扱うこととする。

牛生体や原乳等の放射性セシウム検査の結果を踏まえて行う給与牧草検査において基準値超過が確認された場合は、原因究明及び畜産課と所管の県事務所で協議の上、当該地域の取扱いを判断する。

（1） 個別検査牧草地

以下の牧草地については、収穫後の牧草について、ほ場条件や除染方法を考慮し、原則として生産者ごとに検査を行う。（個別検査：別紙 1、2、5）

なお、同一の生産者であっても、ほ場間の距離が著しく離れている場合（牧草地の所在市町村が異なる場合）や除染方法が異なる場合は、それぞれについて検査を行う。また、複数の生産者が一体的に管理を行っている転作田などの場合は、1 つのほ場とみなす。

① 肉用牛経営体

イ 除染（再除染等含む）を実施した牧草地で本年度に初めて牧草を収穫する牧草地、前年度検査において 100Bq/kg を超過した旧市町村の牧草地及び前年度検査（注）において最終検査結果が 50Bq/kg 超過 100Bq/kg 以下であった旧市町村の牧草地。（以下「肉個牧草地」という。）

ロ 一時保管していた汚染牧草等を農地還元（すき込みや堆肥化後に散布等）した牧草地で、本年度に初めて牧草を収穫する牧草地、農地還元後、再除染を実施した牧草地で本年度に初めて牧草を収穫する牧草地及び農地還元後に実施した前年度検査において、最終検査結果が 50Bq/kg を超過した牧草地。（以下「肉還牧草地」という。）

② 酪農経営体

イ 除染（再除染等含む）を実施した牧草地で本年度に初めて牧草を収穫する牧草地及び前年度の検査（注）において、50Bq/kg を超過した旧市町村の牧草地。（以下「酪個牧草地」という。）

ロ 一時保管していた汚染牧草等を農地還元（すき込みや堆肥化後に散布等）した牧草地で、本年度に初めて牧草を収穫する牧草地及び農地還元後、再除染を実施した牧草地で本年度に初めて牧草を収穫する牧草地。（以下「酪還牧草地」という。）

（２） モニタリング検査牧草地

以下の牧草地については、収穫後の牧草について、原則として旧市町村で３点以上抽出し検査（モニタリング検査：別紙３）を行うが、旧市町村内の生産者が２戸以下の場合においては、各戸１点以上検査する。

ただし、旧市町村が全てモニタリング検査に移行し、旧市町村単位でのモニタリング検査において最終検査結果が全て 50Bq/kg 以下となった現市町村については、現市町村単位でのモニタリング検査を可能とする。（モニタリング検査：別紙４）

また、モニタリングポイントは、過去に基準値を超過した牧草地や、生体検査の持ち帰り牛の給与牧草収穫牧草地を含む旧市町村などを優先して選定し、原則毎年異なるポイントで検査する。

① 肉用牛経営体

前年度の検査において、最終検査結果（注）が全て 50Bq/kg 以下の旧市町村内の牧草地。（以下「肉モ牧草地」という。）

② 酪農経営体

前年度の検査結果（注）が全て 50Bq/kg 以下の旧市町村内の牧草地。（以下「酪モ牧草地」という。）

（３） 測定

測定は、民間検査機関のゲルマニウム半導体検出器等で行うが、前処理（牧草の乾燥）は、原則として生産者が行う。サンプルは、粗飼料の放射性物質調査兼結果通知依頼書（依頼書）とあわせて、市町村または所属する組合（農協）がとりまとめ、県事務所へ搬入する。県事務所は各サンプルを民間検査機関へ送付する。

なお、酪個牧草地、酪環牧草地は、一番草に限り県が測定を実施する。

※検出下限値については、水分 80%補正值で 10Bq/kg 以下まで測定できるように民間検査機関において設定する。

（４） 測定結果に基づく対応

① 一番草について

イ 基準値超過が認められた場合

測定結果（水分 80%補正值）が、肉個牧草地、肉還牧草地で 100Bq/kg を超過した場合、又は酪個牧草地、酪還牧草地で 50Bq/kg を超過した場合は、利用自粛を継続し、原因究明と対策を検討した後、適切な肥培管理の実施や必要に応じて再除染を指導する。

肉モ牧草地で 100Bq/kg 超過が確認された場合、酪モ牧草地で 50Bq/kg 超過が確認された場合は、モニタリングポイントとなった当該牧草地は利用自粛を継続し、原因究明と対策を検討した後、適切な肥培管理の実施や必要に応じて再除染を指導する。当該牧草地のある旧市町村の他の牧草地は、肉個牧草地、肉還牧草地、酪個牧草地、酪還牧草地と同様に原則として生産者ごとに検査を行う。なお、現市町村単位でのモニタリングを実施している場合、基準値超過が確認された旧市町村以外の旧市町村は、すみやかに旧市町村単位でのモニタリング検査に移行する。

ロ 肉用牛経営体で 50Bq/kg 超過 100Bq/kg 以下が認められた場合

測定結果が、肉個牧草地、肉還牧草地で 50Bq/kg 超過 100Bq/kg 以下の場合には、当該牧草地で生産された一番草のみ肉用牛利用可とし、二番草以降については安全性確認のための検査を行う。

肉モ牧草地で 50Bq/kg 超過 100Bq/kg 以下の牧草が確認された場合には、一番草のみ利用可とし、二番草以降も同様にモニタリングを実施する。ただし、現市町村単位でのモニタリングを実施している場合、一番草以降旧市町村単位でのモニタリング検査を実施する。

ハ 50Bq/kg 以下だった場合

測定結果が、肉個牧草地、肉還牧草地で 50Bq/kg 以下の場合には、当該牧草地で生産された牧草は利用可とし、二番草以降の検査は行わず、利用可とする。ただし、旧市町村内で 100Bq/kg 超過が確認された場合（注）、旧市町村内の他の牧草地は次番草も個別検査を行う。

酪個牧草地、酪還牧草地で 50Bq/kg 以下の場合には、当該牧草地で生産された牧草は利用可とし、二番草以降の検査については、所属する酪農団体の指示に従うこととする。

肉モ牧草地及び酪モ牧草地で、モニタリング検査の結果が全て 50Bq/kg 以下の場合には、当該旧市町村で生産された牧草は利用可とし、二番草以降の検査は行わず、利用可とする。

ニ その他

酪農経営体で実施した測定結果が 100Bq/kg を超過した場合においても、同一旧市町村内の肉用牛経営体における測定結果で超過したものと同等の扱いをし、肉用牛経営体で実施した測定結果が 50Bq/kg を超過した場合においても、同一旧市町村内の酪農経営体における測定結果が超過したものと同等の扱いをする。

② 二番草以降について

イ 肉個牧草地、肉還牧草地で、前番草の測定結果が 50Bq/kg 超過した場合は、一番草と同様に対応する。

ロ 酪個牧草地、酪還牧草地では、前番草の測定結果が 50Bq/kg 以下の場合には、二番草以降の利用については、所属する酪農団体の指示に従うこととする。

(5) 検査結果の通知

肉個牧草地、肉還牧草地及び酪個牧草地、酪還牧草地においては、県から測定結果及び利用の可否について、関係機関・団体等を通じて検査依頼者あてに通知

する。

肉モ牧草地及び酪モ牧草地においては、県から測定結果及び利用の可否等について、市町村長及び農業協同組合長又は酪農農業協同組合長あてに通知する。

(6) 放牧利用する牧草地の取扱い

放牧利用する除染済み永年生牧草地は、原則、(1)又は(2)に基づく区域ごとに個別検査又はモニタリング検査を実施し、利用の可否を判断する。

ただし、モニタリング検査牧草地については、早期に放牧利用を開始する公共牧場等に限る、個別に検査を行うことで、所在区域のモニタリング検査結果の判明前に当該牧草地の利用の可否を判断できるものとする。基準値は、肉個牧草地又は酪個牧草地と同様とし、検査結果は、所管の県事務所が検査依頼者あてに通知する。

3 単年生飼料作物

「平成 28 年産以降の飼料作物等の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 25 日付け 27 生畜第 1974 号、27 政統第 874 号生産局畜産部飼料課長及び政策統括官付穀物課長通知)により、対象飼料作物ではないため、流通・利用の自粛を行わない。

4 除染困難地永年生牧草(放牧地を含む)

「草地除染に係る事務取扱いについて(平成 24 年 9 月 25 日付け畜第 692 号)(2)除染できない草地とその対応について」により除染していない牧草地(野草地、河川堤防草及び水田畦畔草を含む)については、利用自粛を要請していたが、除染作業がほぼ終了したことと、自然減衰等により利用可能範囲が拡大していると推定されることから、検査によって利用の可否を判断することとする。河川堤防草については、国土交通省等で検査を実施する場合は、その結果により利用の可否を判断することも可能とする。

利用の可否を判断するにあたっては、原則、毎年度検査を行うこととするが、過去の検査結果等を踏まえ、県事務所ごとに独自の方針を定めて対応することも可能とする。

肉用牛経営体で 100Bq/kg、酪農経営体で 50Bq/kg を超過した場合には、県は利用自粛の要請を継続するとともに、適正施肥などの管理を指導し、次年度以降の再検査により利用の可否を判断する。

自粛解除する際の検査点数については、下記を目安に牧草地の地形や管理者の意見等を参考に決める。

公共牧場及び放牧地 1～2 点/1 牧区

牧草地(農家所有) おおむね 1 ha につき 1 点

測定については、民間検査機関のゲルマニウム半導体検出器等を用いる。検出下限値については、水分 80%補正值で 10Bq/kg 以下までを測定できるように民間検査機関において設定をする。

なお、検査結果は県事務所が検査依頼者あてに通知する。

(1) 肉用牛経営体

①利用初年度

番草ごとに検査を行い、利用の可否を判断する。

②利用開始二年目以降

一番草は毎年検査を行い、利用の可否を判断する。

二番草以降については、前番草の検査結果によって以下のとおり対応する。

前番草が 50Bq/kg 以下：検査せず利用可

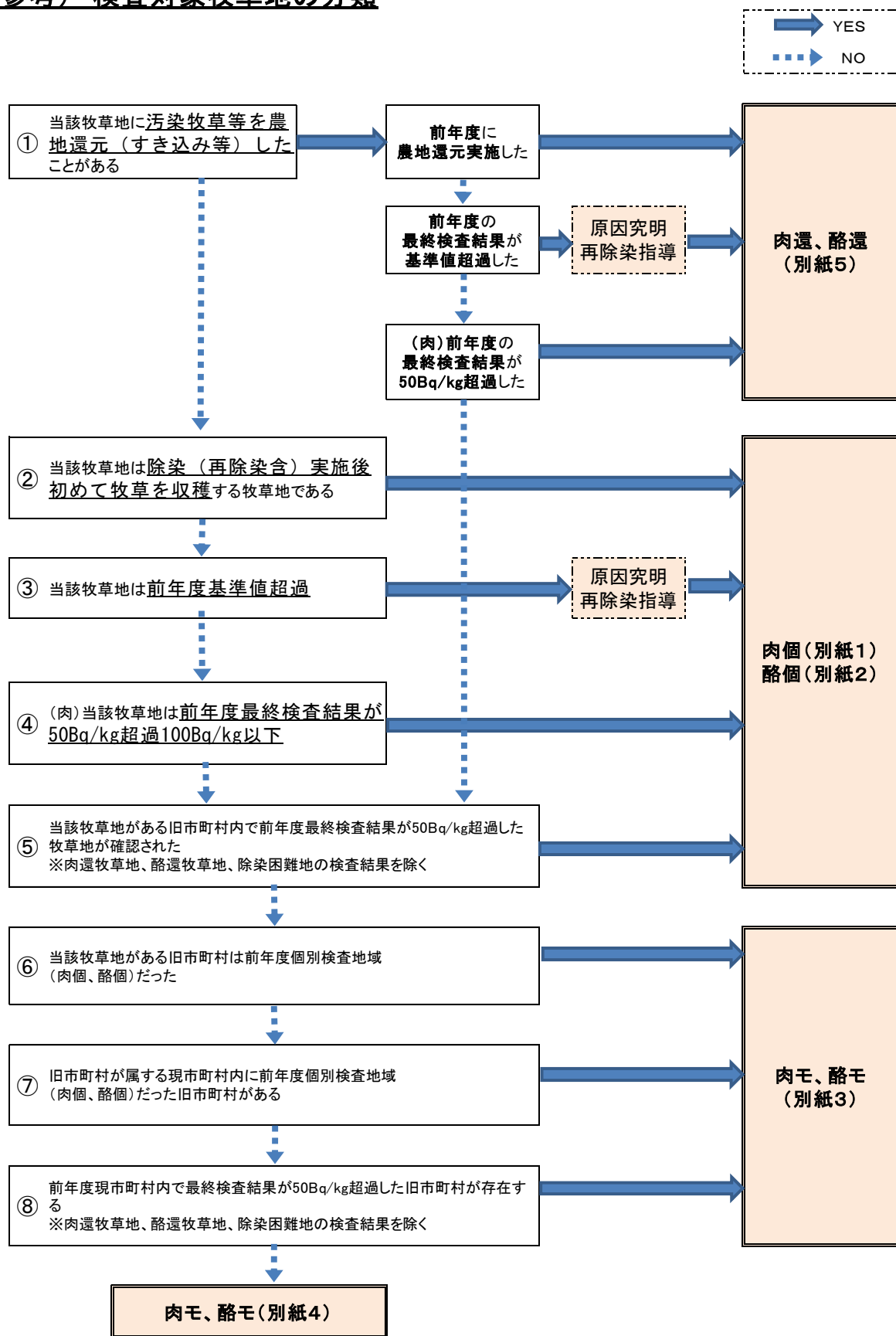
前番草が 50Bq/kg 超過：検査して 100Bq/kg 以下であれば利用可

(2) 酪農経営体

番草ごとに検査を行い、利用の可否を判断する。

(注) 肉還牧草地、酪還牧草地及び除染困難地における検査結果除く。

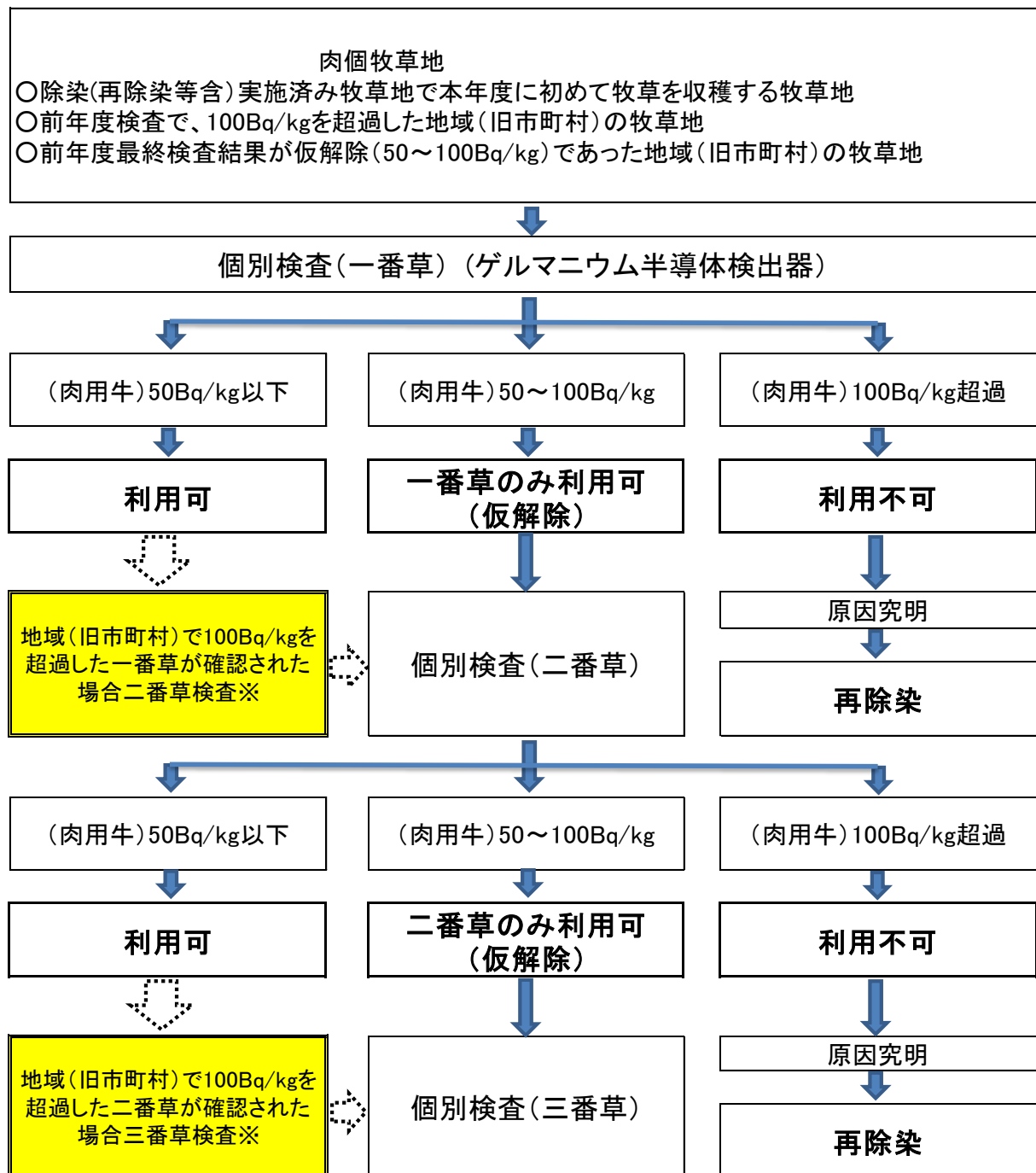
(参考) 検査対象牧草地の分類



注1) 旧市町村は平成11年3月時点のものとする。

注2) 前年度検査未実施である牧草地は、直近の検査結果を前年度検査結果として扱う。

1. 肉用牛経営体個別検査フロー

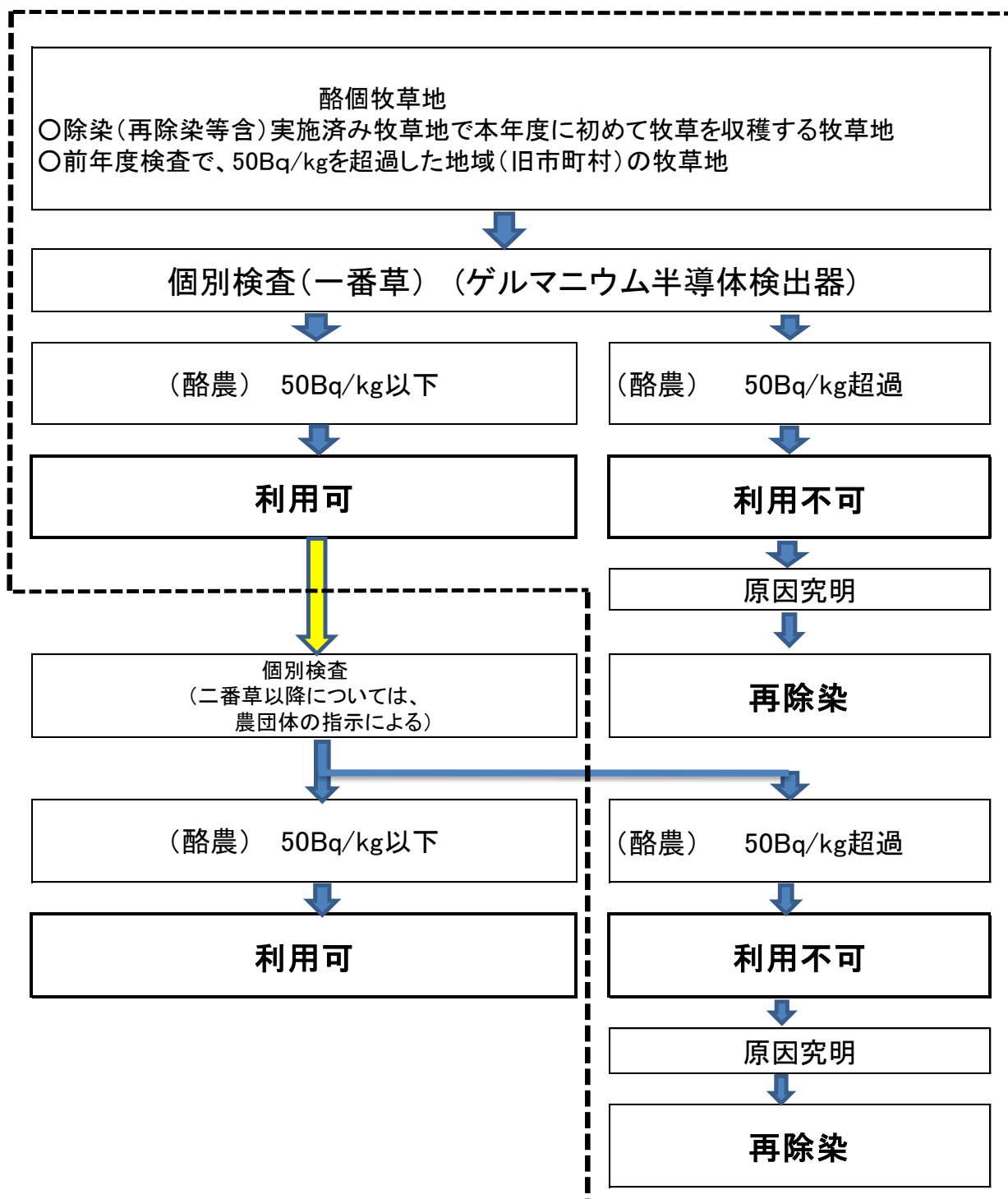


※地域全体で個別検査を実施している旧市町村において、100Bq/kgを超過した牧草が確認された場合は、地域内の牧草地は次番草も検査を行う。

注1) 旧市町村は平成11年3月時点のものとする

注2) 酪農経営体で実施した検査結果が100Bq/kgを超過した場合、同一旧市町村内の肉用牛経営体検査結果で超過したものと同等の扱いをする。

2. 酪農経営体個別検査フロー

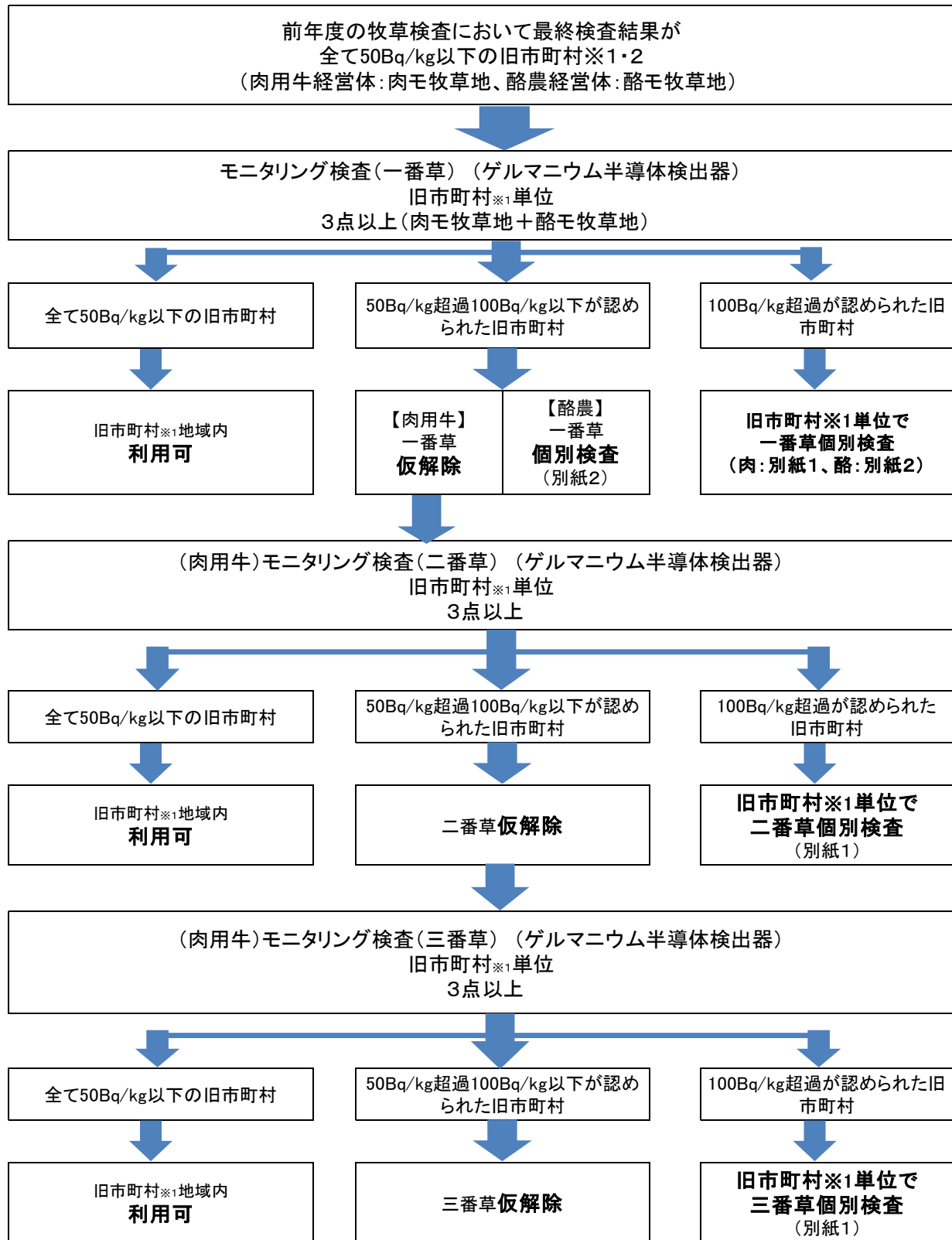


※点線枠内は県が実施。

注) 肉用牛経営体で実施した検査結果が50Bq/kgを超過した場合、同一旧市町村内の酪農経営体における検査結果で超過したものと同等の扱いをし、次番草以降は酪農団体の指示に従う。

なお、次年度は肉用牛経営体の最終検査結果に関わらず、酪農経営体個別検査を実施する。

3. モニタリング検査フロー(旧市町村単位)

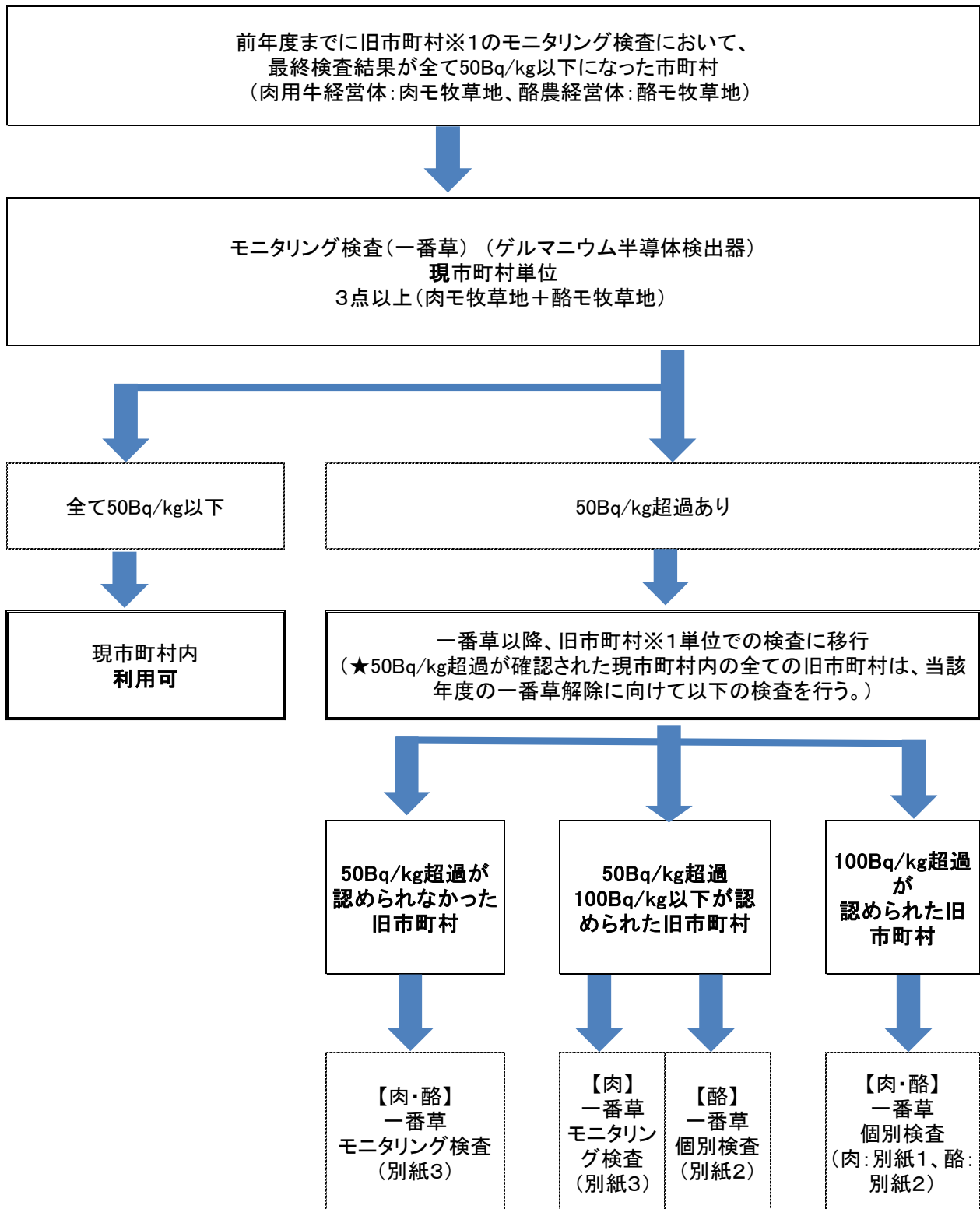


注)モニタリングポイントは、過去に基準値を超過した草地や、生体検査の持ち帰り牛の給与牧草収穫草地を含む地域など、飼料の安全性を確保するために必要と思われる地域を優先して選定する。

※1)旧市町村は平成11年3月時点のものとする

※2)本年度以降に永年生草地として利用するが、前年度検査未実施である牧草地は、直近の検査結果を前年度検査結果として扱う。

4. モニタリング検査フロー(現市町村単位)



注)モニタリングポイントは、過去に基準値を超過した草地や、生体検査の持ち帰り牛の給与牧草収穫草地を含む地域など、飼料の安全性を確保するために必要と思われる地域を優先して選定する。

※1)旧市町村は平成11年3月時点のものとする

※2)検査点数には、現市町村単位でのモニタリングに供したサンプルを含む。

※3)本年度以降に永年生草地として利用するが、前年度検査未実施である牧草地は、直近の検査結果を前年度検査結果として扱う。

5. 汚染牧草等農地還元後の永年性牧草の検査フロー

